

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁捜一発第35号
平成31年3月29日
警察庁刑事局捜査第一課長

性犯罪捜査指導官の指定等に係る留意事項について（通達）

性犯罪の捜査については、「性犯罪捜査に係る適切な指導等の推進について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙捜一発第4号ほか）に基づき推進することとされているが、性犯罪捜査指導官の指定等に係る留意事項は下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

なお、「性犯罪捜査指導官の指定等について」（平成29年7月13日付け警察庁丁捜一発第82号）は廃止する。

記

1 適切な性犯罪捜査指導官の指定

性犯罪捜査指導官には、その知識、経験等に鑑み適任であると認められる者を指定すること。

なお、性犯罪捜査指導官は、可能な限り専従とすることが望ましいが、各都道府県警察の実情からこれにより難しい場合は、警察本部の捜査第一課及び方面本部の捜査課（以下「本部主管課」という。）の警視又は警部に兼務させることもやむを得ない。ただし、本部主管課の次席（次席相当職を含む。）に兼務させることは避けるものとする。

2 警察本部における指導体制の整備

本部主管課は、性犯罪捜査指導官が性犯罪捜査に係る指導等を効果的に行えるよう、性犯罪捜査指導官の下に性犯罪捜査指導係を設置するなど、必要な体制整備に配慮すること。

また、本部主管課は、性犯罪被害者への支援等が円滑に行われるよう、関係部門のほか、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者支援団体等との連携に努めること。

3 適切な性犯罪指定捜査員の指定等

性犯罪指定捜査員の指定に当たっては、捜査過程において性犯罪被害者の希望を踏まえた性別の捜査員が対応できるよう、男性警察官、女性警察官の双方を指定するよう努めるとともに、適正な性犯罪捜査を推進する観点から、次の事項について教養等を受けている者の指定に努めること。

なお、性犯罪指定捜査員に対する教養に際しては、性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取に係る実践的な教養等の実施に配慮すること。

○ 性犯罪被害者からの事情聴取、証拠採取等に係る留意事項

- 性犯罪被害者を立会人とした実況見分等に係る留意事項
- 性犯罪被害者の心理状態に係る知識
- 性感染症等に係る知識
- 被害者支援制度に係る知識
- 二次被害防止のための留意事項